公益財団法人　大阪市学校給食協会定款

第１章　総則

（名　称）

第１条　この法人は、公益財団法人大阪市学校給食協会と称する。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を大阪市に置く。

第２章　目的及び事業

（目　的）

第 3 条　この法人は、大阪市内で学校教育活動の一環として行われている学校給食の円滑な実施及びその充実発展に努め、学校教育における食育の推進を支援することにより子どもの心身の健全な発達及び市民の健全な食生活の実現に寄与することを目的とする。

（事　業）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 学校給食用物資の安定供給及び安全性確保、衛生管理に関する事業

(2) 学校給食を通じた食育の推進及び支援に関する事業

(3) 学校給食の普及充実に関する事業

(4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2　前項の事業は、大阪府において行うものとする。

第３章　資産及び会計

（基本財産）

第 5 条　基本財産は、別表に記載する財産及び将来基本財産に編入することを理事会において決議した財産をもって構成する。

2　基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

（事業年度）

第６条　この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第７条　この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第 8 条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2　前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3　第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第 9 条　会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 4 章　評議員

（評議員の定数）

第10条　この法人に評議員 5 名以上 10 名以内を置く。

2　評議員のうち、 1 名を評議員会委員長とする。

（評議員の選任及び解任）

第 11 条　評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会において行う。

2　評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のアからカに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

ア 当該評議員及びその配偶者又は 3 親等内の親族

イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
ウ 当該評議員の使用人
エ イ又はウに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
オ ウ又はエに掲げる者の配偶者
カ イからエまでに掲げる者の 3 親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のアからエに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。
ア 理事
イ 使用人
ウ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
エ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
①国の機関
②地方公共団体
③独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
④国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人
⑤地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人
⑥特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第 4 条第 15 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員会委員長は、評議員会において選出する。

（評議員の任期）

第 12 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 10 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第 13 条 評議員に対して、各年度の総額が 1,000,000 円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することがで

きる。

第5章　評議員会

（構　成）

第14条　　評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権　限）

第15条　評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認

(5) 定款の変更

(6) 残余財産の処分

(7) 基本財産の処分又は除外の承認

(8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開　催）

第16条　評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招　集）

第17条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。この場合、評議員会の開催日の1週間前までに評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって通知しなければならない。なお、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

2　評議員は会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（議　長）

第18条　評議員会の議長は、評議員会委員長がこれに当たる。ただし、評議員会委員長が出席できない場合は評議員会において出席した評議員の中から選出する。

（決　議）

第19条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
(3) 定款の変更
(4) 基本財産の処分又は除外の承認
(5) その他法令で定められた事項

3　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（決議の省略）

第20条　理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

（報告の省略）

第21条　理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

（議事録）

第22条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2　議事録には、議長及び出席した評議員2名以上が記名押印しなければならない。

（評議員会規則）

第23条　評議員会の運営に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会規則によるものとする。

第6章　役員

（役員の設置）

第24条　この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事　3名以上7名以内
(2) 監事　2名以内

2　理事のうち1名を会長とする。

3　会長以外の理事のうち、1名を理事長とする。

4　第2項の会長をもって、法人法第197条において準用する第91条第1項第1号の代表理事とし、前項の理事長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第 25 条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2　会長及び理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3　この法人の理事のうちには、当該理事及びその配偶者又は 3 親等内の親族その他特殊の関係がある者である理事の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えてはならない。また、他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えてはならない。

4　この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

（理事の職務及び権限）

第 26 条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2　会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3　理事長は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

4　会長及び理事長は、各事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第 27 条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

2　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第 28 条　理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2　監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4　理事又は監事は、第 24 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第 29 条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任

することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

（役員の報酬等）

第 30 条　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（取引の制限）

第 31 条　理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、当該取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2　前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

（責任の免除又は限定）

第 32 条　この法人は、法人法第 198 条において準用される第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2　この法人は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、100,000 円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第 7 章　理事会

（構　成）

第 33 条　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権　限）

第 34 条　理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長及び理事長の選定及び解職

2　理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け
(2) 多額の借財
(3) 重要な使用人の選任及び解任
(4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
(5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。）の整備

（招　集）
第 35 条　理事会は、会長が招集する。
2　会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（議　長）
第 36 条　理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が出席できないときは理事会において出席した理事の中から選出する。

（決　議）
第 37 条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（決議の省略）
第 38 条　理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

（報告の省略）
第 39 条　理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、当該事項を理事会に報告することを要しない。
2　前項の規定は、第 26 条第 4 項の規定による報告には、適用しない。

（議事録）
第 40 条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2　出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。
3　会長に事故もしくは支障があるとき、又は会長を選定する理事会の場合は出席した理事及び監事の全員が、第 1 項の議事録に記名押印する。

（理事会規則）
第 41 条　理事会の運営に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会に

おいて定める理事会規則によるものとする。

第８章　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第 42 条　この定款は、評議員会において議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の決議を経て変更することができる。

2　前項の規定は、この定款の第 3 条及び第 4 条及び第 11 条についても適用する。

（解　散）

第 43 条　この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第 44 条　この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第 45 条　この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第９章　公告の方法

（公告の方法）

第 46 条　この法人の公告は、電子公告により行う。

2　事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第１０章　補　則

（委　任）

第 47 条　この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附　則

1　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1

項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3　この法人の最初の会長は中川志津江、理事長は根來次郎とする。

4　この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
四野宮康子、大西史朗、小山裕稔、佐竹義久、柳川真由美、湯浅勲、岩本安昭、
塚田定信、辻義夫

別表　基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの）（第 5 条関係）

財産種別	場所・物量等
土地	362.97 ㎡ 大阪市東住吉区今林 2-8-10
定期預金	みずほ信託銀行 3,000,000 円